

関税法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

関税法施行規則（昭和四十一年省令第五十五号）

関税法施行規則（昭和四十一年省令第五十五号）

（関税関係帳簿書類の保存方法等）

（関税関係帳簿書類の保存方法等）

第一条の二 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）以下この条及び第九条において「電子帳簿保存法施行規則」という。（第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六条から第八条まで）（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第三条第一項、同規則第四条第三項並びに第六条第一項及び第二項第三号中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）」と、同項第一号、第三号及び第四号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第

第一条の二 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六条から第八条まで）（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第三条第一項、同規則第四条第三項並びに第六条第一項及び第二項第三号中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）」と、同項第一号、第三号及び第四号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第

三条第一項第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、同号、同規則第四条第三項第一号及び第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第四条第一項第五号中「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一条第七号（定義）に規定する法定

の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、同号、同規則第四条第三項第一号及び第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第五項」と、同規則第四条第一項第五号中「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国

申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）とあるのは「二年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、同項及び同規則第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第四条第二項中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）」の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七条九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認国税関係帳簿書類」とあるのは「承認済関税関係帳簿書類」と、「所轄税務署等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において承認税関長」という。）」と、同条第二項中「所轄税務署長等」とあるのは「認税関長」と、同規則第七条

税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）とあるのは「二年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、同項及び同規則第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第四条第二項中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）」の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七条九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認国税関係帳簿書類」とあるのは「承認済関税関係帳簿書類」と、「所轄税務署等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において承認税関長」という。）」と、同条第二項中「所轄税務署長等」とあるのは「認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第項において準用する法第六条」

中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第一項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第八条 電子帳簿保存法施行規則第三条(第一項第一号を除く。)(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条(電磁的記録による保存等の承認の申請等)、第六条(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)及び第七条(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の見出し、第四条の見出し並びに同条第三項第一号及び第四項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第一項	国税関係帳簿書類	関税関係帳簿書類
第三条第一項、第四条	法第四条第一項	関税法第九十四条第二

と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第一項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

<p>第三項、第五条第三項並びに第六条第一項及び第二項第三号</p>		<p>項において準用する法第四条第一項</p>
<p>第三条第一項</p>	<p>次に掲げる要件に</p>	<p>第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に</p>
<p>第三条第一項第一号、第三号及び第四号、第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号</p>	<p>受けている国税関係帳簿</p>	<p>受けている国税関係帳簿（関税法第九十四条第一項の規定により備付け及び保存をしなければならぬこととされている帳簿をいう。以下同じ。）</p>
<p>第三条第一項第三号、第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第一項</p>	<p>法第六条第一項</p>	<p>関税法第九十四条第二項において準用する法第六条第一項</p>
		<p>関税関係帳簿</p>

第三条第一項第五号

当該国稅関係帳簿

当該関稅関係帳簿

第三条第一項

<p>取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国稅関係帳簿の種類に心じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」といふ。）</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>日付け又は金額に係る記録項目</p>	<p>貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>第一号、第二号</p>	<p>第一号</p>
<p>法第四条第二項</p>	<p>関稅法第九十四条第二項において準用する法第四条第二項</p>
<p>国稅関係書類（法第一条第二号に規定する国稅関係書類をいう。以下同じ。）</p>	<p>関稅関係書類（関稅法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）</p>
<p>勘定科目、取引金額</p>	<p>貨物の品名、数量及び</p>

		<p>第四条第一項</p>	<p>法第五条第一項</p>	<p>第四条第一項第二号</p>	<p>国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目(勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目</p>
<p>その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目</p>	<p>価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p>	<p>その他の日付け</p>	<p>取引年月日その他の日付け</p>	<p>日付け又は金額</p>	<p>貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>「日付け」</p>	<p>「取引年月日その他の日付け」</p>	<p>受けている国税関係帳簿</p>	<p>受けている関税関係帳簿</p>	<p>簿</p>	<p>簿</p>
<p>輸入の許可の年月日</p>					

	を 除 く ）	
<p>第四条第一項第五号 第四条第一項第五号及 び第四条第三項第一号</p>	<p>国税関係帳簿の 国税に関する法律</p>	<p>関税法施行令第八十三 条第四項</p>
<p>第四条第一項第五号</p>	<p>当該国税関係帳簿に係 る国税の国税通則法） 昭和三十七年法律第六 十六号（第一条第七号 （定義）に規定する法 定申告期限）当該法定 申告期限のない国税に 係る国税関係帳簿につ いては、当該国税の同 条第八号に規定する法 定納期限（後三年を経 過する日までの間）当 該保存義務者が当該国 税関係帳簿に係る国税 の納税者（同条第五号 に規定する納税者をい う。）でない場合には 、当該保存義務者が当 該納税者であるとした</p>	<p>二年を経過する日まで の間</p>

	<p>場合における当該期間 に相当する期間)</p>	
<p>第四条第一項</p>	<p>第五条第一項</p>	<p>関税法第九十四条第二 項において準用する法 第五条第一項</p>
<p>第四条第一項及び第六 条第一項第四号</p>	<p>国税関係書類</p>	<p>関税関係書類</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の種類、 取引年月日その他の日 付け及び勘定科目(勘 定科目が主要な記録項 目でない国税関係帳簿 にあつては、勘定科目 を除く。)</p>	<p>輸入の許可の年月日</p>
<p>第四条第三項及び第四 項</p>	<p>第五条第三項</p>	<p>関税法第九十四条第二 項において準用する法 第五条第三項</p>
<p>第四条第三項第一号</p>	<p>国税関係帳簿書類の全 部</p>	<p>関税関係帳簿書類(関 税関係帳簿又は関税関 係書類をいう。以下同 じ。)の全部</p>

第五條第三項	法第六條第六項	關稅法九十四條第二項 において準用する法第
第五條第一項第五号 及 第六條第一項	法第八條第二項	第八條第二項
第五條第一項第四号	法第六條第一項ただし 書	關稅法九十四條第二 項において準用する法 第六條第一項ただし書
第五條第一項第二号及 び第六條	保存場所及ひ納税地等	保存場所
第四條第二項第一号	國稅關係帳簿書類に	關稅關係帳簿書類に
第四條第二項第一号及 び第七條	法第九條	關稅法九十四條第二 項において準用する法 第九條
	存 國稅關係帳簿書類の保	存 關稅關係帳簿書類の保

第七條	第六條第一項	第六條第一項	第五條第三項、第六條第一項及び第二項			
法第六條	法第七條第一項	承認済国税関係帳簿書類	所轄税務署長等	所轄外税務署長	法第七條第三項	
関税法九十四條第二項において準用する法第六條	関税法九十四條第二項において準用する法第七條第二項	承認済関税関係帳簿書類	所轄税関長	所轄外税関長	関税法九十四條第二項において準用する法第七條第三項	六條第六項